



平成 21 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 石光商事株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 森本 茂  
 (JASDAQ・コード: 2750)  
 問合せ先 経営企画室長 前田 繁幸  
 (電話番号 078-861-7828)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第59期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u>	(削 除)
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (单元株式数)	(单元株式数)
第8条 (略)	第7条 (現行どおり)
<u>(单元未満株券の不発行)</u>	(削 除)
第9条 当社は、第7条の規定にかかわらず、 <u>单元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところに</u> <u>ついてはこの限りでない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>2</p> <p>∫ (条文省略)</p> <p>4</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第12条</u></p> <p>∫ (略)</p> <p><u>第41条</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>2</p> <p>∫ (現行どおり)</p> <p>4</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第10条</u></p> <p>∫ (現行どおり)</p> <p><u>第39条</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成21年 6 月 26 日  
平成21年 6 月 26 日

以 上